

# 令和4年第4回別府市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年4月8日（金）午後2時30分

場 所 別府市農業委員会室

招集者 別府市農業委員会 会長 久保 賢一

## 次 第

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議事

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請の審議について

議案第2号

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用配分計画の意見及び農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について

報告第1号

農地法第5条第1項の規定による許可の報告について

報告第2号

農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について

(1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届

(2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届

報告第3号

開発行為事前協議申込等に対する協議結果の報告について

出席委員 7名

※ 番号は議席番号

1番 久保 賢一 2番 佐藤 進蔵

3番 後藤 利夫 4番 小畑 義宏

5番 齊藤 孝一 6番 藤内 宣幸

7番 星野 賢一

出席職員 事務局長 吉田 悠子 主査 吉岡 千紘

午後 2 時 3 0 分 開会

(局 長) それでは、只今より令和 4 年第 4 回別府市農業委員会総会を開催いたします。本日の総会の出席委員数は、過半数を超えていますので、総会会議規則第 6 条により本日の総会は成立いたしました。ここでお願いがございます。議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、挙手をしていただき議長の承認のうえ発言下さい。それから、総会の開催中は携帯をマナーモードにするか電源をお切りくださるようお願いいたします。また、離席する場合は、議長に許可をもらってください。それでは、会長よろしくお願いいたします。

(会 長) 新しい年度がはじまりました。事務局は局長以下この 4 名体制になります。私達の任期も残り 1 年あまりとなり、本年度は、人・農地プランの地図作成など農業委員会が主となってすることが増えて来るようでございます。皆さんと協力して、今後農業委員会の成果を作っていくしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。また、本日は、新規就農の現地調査のため、総会前に天間地区で現地の確認をしていただき、お疲れさまでございました。これより引き続きの総会審議を始めます。

(議 長) それでは、本日の総会は、総会会議規則第 7 条により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。総会に先立ちまして、本日の総会議事録署名委員の選出について、私の方から指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(委 員) 異議なし。

(議 長) 異議がないようでありますので、6番委員、7番委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

それでは、本日の総会も時間を短縮して行いたいと思います。議案につきましては、事前に皆さんにお送りさせていただいておりますので、報告の部分につきましては、説明を省略し、ご質問等がありましたらお受けしたいと思います。それでは、只今より、審議を始めたいと思います。まず、はじめに、本日の議案について事務局から説明をお願いします。

(事務局) ご説明いたします。本日の総会議案としては、あらかじめ送付しております議案の一部 記載漏れがございましたので、本日配布の1枚物の3ページ、議案第2号の差し替えをお願いいたします。では、お手元の議案と議案資料にてご審議をしていただきます。議案1ページをお開きください。第4回別府市農業委員会総会次第で ございます。議事として、議案第1号が1件、議案第2号が3件、報告第1号が1件、報告第2号が8件、報告第3号が6件でございます。それでは、議長よろしくをお願いいたします。

(議 長) それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(事務局) はい、それでは議案の2ページをお開きください。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請書の審議についてです。先程、現地調査

に行っていた案件です。1番 譲渡人 別府市の方、譲受人も別府市の方です。譲渡人の職業は、農業、譲受人は、飲食業及び不動産賃貸業です。区分、農業振興地域の農用地区域内、農用地です。申請の土地は、大字天間の田8筆、計7,235㎡です。譲渡人は、高齢のため耕作規模を縮小したい、譲受人は農業に魅力を感じ、新規就農したい、というものです。お配りしている総会議案資料をご覧ください。1ページ・2ページは申請書です。議案と重複しますので、説明は省略します。3ページは営農計画です。水稻・トマト・さつまいもの栽培をする予定です。4ページは、農業機械等の所有状況や今後の施設整備計画です。販売方法は、JA及びネット販売を計画しています。5ページから9ページは位置図と字図等です。現地調査をいたしましたので、説明は省略します。以上です。

(議長) 只今、事務局の説明が終わりました。先程、皆さんで現地調査をした3条申請案件です。新規の就農でございますので、現地に集まっていただけ、譲受人から直接話を聞いた次第でございます。何か、ご意見がありましたら、お願いいたします。

(委員) 申請書の住所と議案資料の住所が違う理由はあるのですか。

(事務局) 申請書の住所は通称住所、議案資料は正式住所を記載しており、同じ住所です。

(委員) 新規就農者があった場合、今日は現地調査をしましたが、しない場合もあります。ケースバイケースなんでしょうか、それとも基準はあるのでしょうか。

(事務局) はい議長、過去の例では、ケースバイケースでございます。

(議長) 只今、3番委員さん、6番委員さんから、質問がございました。他の意見は現地でしていただきましたが、おおむね了とする意見でございました。お諮りいたします。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について 申請番号1番を許可することにご異議ございませんか。

(各委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認めます。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について申請番号1番を許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用配分計画の意見及び農業経営基盤強化法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。1番・2番は、農地中間管理機構を通じて貸借するものでございます。申請番号1番・2番は、賃借人も同一でございますので、続けて事務局よりの説明を求めます。

(事務局) それでは議案の3ページをお開きください。番号1 土地所有者 別府市の方、借受人も別府市の方です。区分、農振地域・農用地区域。利用権を設定する土地、大字東山、田、現況田、1,537㎡です。賃貸料1反あたり、7,000円、借り受け後の経営作物はかんしょ、機構の借り受機関は令和4年6月1日から令和14年5月31日の10年

間、借受人への貸付期間も同じです。選定の理由は、公簿に応募した者とマッチングした結果、条件等が一致した、というものです。

番号2 土地所有者 別府市の方、借受人も別府市の方です。区分、農振地域・農用地区域。利用権を設定する土地、大字東山、田、現況田の2筆、計3,140㎡です。賃貸料1反あたり、5,000円、借り受け後の経営作物はかんしょ、機構の借受機関、借受人への貸付期間、選定理由は1番と同じです。

(議長) 只今、事務局の説明が終わりました。

それでは、担当委員さんから補足説明があればお願いします。

(委員) 私の方は、1番2番ですが、どちらも担当推進員と現地確認をいたしましたところ、立派な水田でございました。借受人は中間管理機構を通じ、市内居住ですが山口地区にも土地を所有している方であります。経営作物のかんしょは「甘太くん」とのことですが、ご本人は経営規模としてまだまだ足りない、4反くらいのは広げたい希望があるようでした。1番の方は、個人的に知り合いでしたので、直接話をしたのですが、1人で5・6反の耕作をしていたので、中間管理機構にお願いしたとのことでありました。今後中間管理機構の存在は大きくなるなあと感じております。以上です。

(議長) ただいま、事務局及び担当の藤内委員の説明が終わりましたが、議案第2号申請番号1番・2番について、何かご意見、ご質問等はありませんか。

(委員) はい議長、経営作物は「甘太くん」とのことですが、猪はこ

の地区はどのようなのでしょうか。

(委 員) はい議長、やはり鳥獣被害は出ていますので、柵をする計画でございます。

(委 員) もともとこの土地ではかんしょを植えていたのですか。

(委 員) 稲を植えていました。自分が農業の専門ではないので、稲作の土地を畑作に出来るのかなとの思いもあったのですが。本人が可能ということでした。

(委 員) それは可能です。

(議 長) 他に意見はございませんか。お諮りいたします。

議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用配分計画については、これを承認することにご異議ございませんか。

(委 員) 異議なし。

(議 長) 異議なしと認めます。

議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用配分計画の1番・2番の配分計画については、承認することに決定いたしました。続きまして、申請番号3番について事務局の説明を求めます。

(事務局) 議案の4ページをお開きください。申請番号3番 利用権設定でございます。利用権を設定する者 別府市の方、利用権を受ける者別府市の方。区分、都市計画区域外、農振地域・農用地区域。設定する土地、大字天間アゼツ 田 948 m<sup>2</sup>外2筆、計5,363 m<sup>2</sup>です。利用権の種類、賃借権。利用方法 水田。利用期間 令和4年4月11日から令和14年4月10日。直接支払、設定理由 利用権を設定する者、耕作しないため。利用権を受ける者、申請地を借り受け、新規就農したいというものです。以上です。

(議長) ただいま、事務局の説明が終わりました。天間のことでございますので、私の方から補足説明いたします。申請地は現況が水田で、去年は休耕田でございました。字アゼツは圃場整備が終わった作りやすい田で、水もひとりで使えたため十分にあり、耕作するのには適していると思います。また借り受ける方も非常に意欲があり、今後何拾年も出来るような気がいたします。以上でございます。  
では議案第2号申請番号3番について、何かご意見、ご質問はございませんか。

(各委員) なし

(議長) お諮りいたします。  
議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定についての3番はこれを承認することにご異議ございませんか。

(各委員) 異議なし。

(議 長) 異議なしとのことであります。

議案第2号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について」の申請番号3番については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

ここからは、報告事項ですので通常は説明を省略しているのですが、許可に係る報告でございますので、事務局に説明させたいと思います。報告第2号から、通常どおり説明を省略して質問があれば受けたいと思います。それでは、報告第1号について事務局の説明を求めます。

(事務局) ご説明します。議案の5ページをお開きください。報告第1号は、令和2年の2月総会において審議したものでございます。ご記憶にある方もいらっしゃると思いますが、この転用につきましては、別府市温泉発電等の地域共生を図る条例による別府市長の承認を要するものであり、実現性の観点から、この承認が取れ次第、承認と同一日を許可日とする議決をいただいていたところです。コロナウイルスの関係で事業計画が遅れ、今般、令和4年3月14日付で、この承認が取れたことから、許可書を発行したものでございます。その承認書を総会議案資料の10ページに載せています。譲渡人 大分市の方、譲受人 東京の株式会社、土地は調整区域の大字南立石の田7筆、合計912.3㎡です。地熱発電用地として許可日は令和4年3月14日です。以上です。

(議 長) それでは、報告第1号 農地法第5条第1項による許可の報告について、何か質問があれば、お受けいたします。

(各委員) 質問なし

(議長) 報告第2号、「農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について、(1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届、番号1・2・3について、何かご質問等があれば、お受けいたします。何かありますか。

(各委員) 特になし。

(議長) 特にご質問等もないようであります。続きまして(2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届、番号1から5番について、何かご質問等があれば、お受けいたします。何かありますか。

(委員) 特になし

(議長) 特にご質問等もないようであります。続きまして、報告第3号 開発行為事前協議申し入れ等に対する協議結果の報告について番号1から6番について、何かご質問等があればお受けいたします。何かありますか。

(事務局) 議長、よろしいでしょうか。一点修正していただきたい箇所があります。12 ページ番号4の申請者のお名前の漢字ですが、〇〇に修正していただきますようよろしくお願いします。以上です。

(議長) 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。他に何かご意見、ご質問はありますか。

(委員) 特になし

(議長) 特にご質問等がなければ、以上をもちまして、全ての審議を終了いたします。お疲れさまでした。

15時08分 上記会議の顛末を録し、相違ないので、署名押印をする。

議長 \_\_\_\_\_ 会長 \_\_\_\_\_ 印

署名委員 \_\_\_\_\_ 6番委員 \_\_\_\_\_ 印

署名委員 \_\_\_\_\_ 7番委員 \_\_\_\_\_ 印